

令和8年度環境厚生常任委員会視察報告書

1. 参加委員

(委員長) 阿部英光 (副委員長) 岡崎進
(委員) 早川仁美、今井理華、清野匡志、新倉真二

2. 研修日時

令和8年4月15日(水曜日) 13:30~15:00 富山市役所
15:30~16:30 現地視察

3. 研修先

富山県富山市

4. 視察事項

富山型デイサービス

(現地視察) 富山型デイサービス このゆびと一まれ このゆびと一まれ向い

5. 視察概要

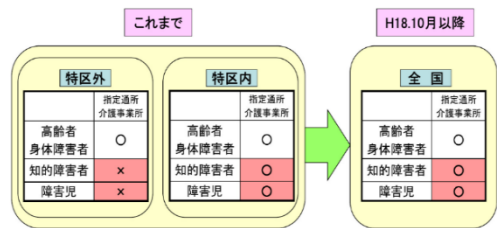
	担当 早川仁美																
視察先 選定理由	政策討議のテーマ「支え合いの地域づくりについて～誰ひとり取り残さない地域社会の構築～」に基づき、包括ケアシステムや多機関連携について先進都市である富山市を選定した。																
内容	<p>【富山型デイサービス】</p> <p>1. 富山型デイサービスができた経過 富山型デイサービスは、平成5年に富山赤十字病院を退職した3人の看護師さんが開所したデイケアハウス「このゆびと一まれ」において、赤ちゃんからお年寄りまで障がいのあるなしにかかわらず受け入れたことから始まり、後に「富山型」と言われるようになった。</p> <p>2. 富山型デイサービスの特徴 富山型デイサービスのキーワードは小規模・共生・地域密着</p> <p>小規模 一般住宅をベースとして、利用定員が15人程度であり、家庭的な雰囲気が保たれている。</p> <p>共生 高齢者、障がい者(児)、乳幼児など利用者を限定せず、誰でも受け入れ対応する。</p> <p>地域密着 身近な住宅地の中に立地しており地域との交流が多い。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>富山型デイサービス推進特区</p> <p>〔背景〕 平成15年以前は、介護保険の通所介護(デイサービス)を行う事業所が知的障害者、障害児に対して法で定める「指定サービス」(公費助成の対象)を提供するには、それぞれの法律で定める要件を満たす必要があった。</p> <p>↓</p> <p>地域限定で規制を緩和し、経済の活性化を図る国の構造改革特区に、県と3市2町で共同申請していた「富山型デイサービス推進特区」が平成15年11月に認定され、介護保険上の指定通所介護事業所等での知的障害者、障害児のデイサービスの利用が可能となった。</p> <p>※同時に申請した小規模な介護保険の基準該当短期入所生活介護事業所における障害者・障害児の受け入れは、特区ではなく、規制改革として、全国で実施されることとなった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特区認定後</th> <th>指定通所介護事業所</th> <th>デイサービス事業所 (身体障害者型)</th> <th>デイサービス事業所 (知的障害者型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>知的障害者</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>障害児</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p>富山型デイサービス推進特区</p> <p>規制緩和の概要(人員・施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門職員(指導員、保育士)の配置義務を緩和 指定通所介護の配置基準(介護職員、看護師等の配置)を満たしていれば専門職員の配置不要。 ○障害者、障害児専用の訓練室の設置義務を緩和 高齢者との共同利用が可能になった。 <p>規制緩和のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ○初期投資の軽減 高齢者用、障害者用などの複数の施設を設置する必要がない。 ○経営の安定 利用対象者が拡大することで、利用者を確保しやすくなる。 ○スタッフの確保 指定通所介護の配置基準を満たすだけでよい。 </div> </div>	特区認定後	指定通所介護事業所	デイサービス事業所 (身体障害者型)	デイサービス事業所 (知的障害者型)	身体障害者	○	○	○	知的障害者	○	○	○	障害児	○	○	○
特区認定後	指定通所介護事業所	デイサービス事業所 (身体障害者型)	デイサービス事業所 (知的障害者型)														
身体障害者	○	○	○														
知的障害者	○	○	○														
障害児	○	○	○														

3. 富山型デイサービスのあゆみ

- 1993年7月 民間デイケアハウス「このゆびと一まれ」開所
- 1996年7月 県が「在宅障がい児（者）デイケア事業」をスタート
- 1997年4月 県が「富山県民間デイサービス育成事業」をスタート
- 1999年1月 宅老所・グループホーム全国ネットワーク発足（惣万氏世話人に就任）
- 2000年4月 **介護保険制度スタート**
- 2001年10月 「タウンミーティング in とやま」で「共生型」を提案
- 2002年7月 内閣府国民生活局「未来生活懇談会」のプレゼンターとして共生型 提案
- 2003年4月 「ふれあいコミュニティ・ケアネット 21事業（ケアネット活動）」始まる（県社協）
 - 4月 障がい者に対する契約によるサービス（支援費制度）スタート
 - 11月 「富山型デイサービス推進特区」の認定を受ける
(県と3市2町〔富山市、滑川市、砺波市、大山町、福野町〕)
- 2004年4月 20床に満たない小規模な短期入所生活介護事業所で障がい者のショートステイ利用が可能に
 - 4月 県が「富山型小規模多機能デイサービス施設整備事業」「福祉車両設置推進事業」をスタート
- 2005年4月 県が「富山型デイサービス施設支援事業」「富山型デイサービス職員研修会」をスタート
 - 10月 障がい者自立支援法 成立
- 2006年4月 小規模多機能型居宅介護事業所など地域密着型サービス開始
 - 7月 「富山型福祉サービス推進特区」の認定を受ける（県と2市1町〔富山市、高岡市、立山町〕）
 - 10月 「富山型デイサービス推進特区」
 - 10月 障がい者自立支援法全面施行
- 2007年8月 宅老所・グループホーム全国ネットワークの代表世話人に惣万氏が就任
- 2010年6月 「富山型福祉サービス推進特区」の特例措置（生活介護）全国展開
- 2011年6月 「富山型福祉サービス推進特区」の特例措置（短期入所）全国展開
 - 12月 県が「とやま地域共生型福祉推進特区」の指定を受ける
- 2012年7月 厚生労働省が「共生型福祉施設の設置運営支援事業」の検討を始める
 - 9月 県が「とやま地域共生型福祉推進特区」の地域活性化計画の認定
- 2013年4月 障がい者総合支援法一部施行
 - 4月 就労継続支援B型事業所「はたらくわ」がスタート
 - 9月 「富山型共生グループホーム翼」が開所

富山型デイサービスの全国展開

平成18年4月に障害者自立支援法が一部施行され、同年10月の全面施行では、障害者(児)の高齢者デイサービスの利用について、これまでの地域限定の構造改革特区の制度から、**全国展開された。**



富山型福祉サービス推進特区

平成18年7月 「富山型福祉サービス推進特区」の認定（県、2市1町）
介護保険指定施設（小規模多機能型居宅介護事業所）でも、障害者（児）の受け入れが可能となる。

平成22年6月 生活介護が特区内の特例から全国での適用へ
平成23年6月 短期入所が特区内の特例から全国での適用へ
平成25年10月 児童発達支援、放課後等デイサービスが特区内の特例から全国での適用へ
平成28年4月 自立訓練が特区内の特例から全国での適用へ

「小規模多機能型居宅介護」とは、平成18年4月の介護保険制度改正により創設された、地域密着型サービスの一つ。「通い」を中心に「訪問」泊まりの3つのサービスを一体的に提供するもの。

これまで				現在			
指定小規模多機能型居宅介護事業所				指定小規模多機能型居宅介護事業所			
通所サービス				通所サービス			
生活介護	自立訓練	児童発達支援	放課後等デイサービス	生活介護	自立訓練	児童発達支援	放課後等デイサービス
障害者	特区	特区	特区	障害者	全国展開	全国展開	全国展開
障害児				障害児	2023.6	2023.6	2023.12

とやま地域共生型福祉推進特区(H23.12指定)

富山型デイサービスを福祉的就労の場として拡大するための基盤の確立

中心となる富山型デイサービスの運営法人が就労継続支援B型事業所の指定を受け、他の複数の富山型デイサービス事業所を「施設外就労先」としてグループ化。そのうえで、各富山型デイサービス事業所が少人数の障害者を受け入れることにより、全体として一定の利用者（20人程度）を確保し事業運営を行う。

富山型デイ事業所

富山型デイ事業所

【就労継続支援B型事業所】「はたらくわ」

就業契約

就業契約

指定事業所の運営職員が自立支援給付の対象に

R6年度 月額工賃 58,811円 (県内平均 22,434円)

事業数は、富山型デイサービスで働く人が100名

現状と期待される効果

- 富山型デイサービスにおいては、障害者が「有償就労シニア」[※]として就労しながら事業所スタッフによる支援を受けている例が多数見られる。
- 特別支援学校等卒業後の進路の選択肢を増やし、障害者の多様な働き方（就労意欲）を生み出す効果も期待できる。

10月 「富山型福祉サービス推進特区」の特例措置（児童発達支援、放課後等デイサービス）が全国展開

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部について（平成28年7月15日設置）

趣旨
地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内外の視察を併せて部局横断的に幅広く検討を行う「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置する。

体制図
「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部
 本部長：厚生労働大臣
 本部長代理：厚生労働大臣政務官
 副本部長：厚生労働事務次官、厚生労働審議官、大臣官房長、大臣官房総務課長（国会担当）
 本部員：関係部局長
 本部長代行：厚生労働副大臣
 本部長補佐：厚生労働大臣補佐官、総合政策参与

地域強化WG
 主な検討課題：住居主体の地域コミュニティづくり
 主査：大臣官房審議官（社会・医療・人道調査担当）

公的サービス改革WG
 主な検討課題：公的福祉サービスや計画の統合化・包摂化
 主査：大臣官房審議官（医療介護連携担当）

専門人材WG
 主な検討課題：高齢、福祉分野の専門人材の共通課程の開設など
 主査：大臣官房審議官（医療介護連携担当）

検討スケジュール
 平成29年の介護保険法の改正、30年度・33年度の介護・障害福祉の報酬改定、さらには30年度に予定されている生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて、幅広く検討を行う。

共生型サービスの創設

○平成29年の障害者総合支援法等改正（地域包括ケア強化法）では、
 ① 障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする、
 ② 地域の実情に合わせて（特に中山間地域など）、限られた福祉人材の有効活用という観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児が共に利用できる「共生型サービス」を介護保険、障害福祉それぞれに位置付けた。

○法律上は、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の居宅・日中活動系サービスの指定も受けやすくする。「（共生型）居宅・日中活動系サービスの指定の特例」を設けたもの。

○「（共生型）居宅・日中活動系サービスの指定」を受ける場合の基準は、省令で定めることになっている。

4. 仕組み

事業所は、利用者の属性（高齢者なのか障がい者なのか）に合わせて、それぞれの報酬（介護報酬や障がい福祉サービス等報酬）を国に請求します。

人員基準の柔軟化：本来なら「高齢者向けに○人」「障がい者向けに○人」とスタッフを分ける必要があるが、共生型ではスタッフを兼務させることが認められており、少人数でも効率的な運営が可能である。

富山型デイサービスの仕組み

基準該当事業所の登録申請 → 富山市 → 「利用者」 → 利用申請 → 利用決定

介護保険のデイサービス（定員15人）

高齢者 ……11人（介護保険）
 身体障害者 ……1人（総合支援法）
 知的障害者 ……1人（総合支援法）
 精神障害者 ……1人（総合支援法）
 障害児 ……1人（児童福祉法）

基準該当 4人

15人

5. 制度上のメリット効能

この制度が推進されている背景には、単なる効率化だけでなく、「制度の端境期」をなくすという目的がある。

- 65歳の壁の解消：障がいのある人が65歳になった途端、慣れ親しんだ障がい者施設から高齢者施設へ移らなければならない問題を解決できる。
- 地域のセーフティネット：制度の枠組みから漏れがちな「軽度の障がいがあるけれど介護保険対象外」の人なども、地域の居場所として受け入れやすい。

富山型デイサービスの効用

【実際にあった利用者同士のかかわり】

① 高齢者にとって
 子どもと触れ合うことで、自分の役割を見つけ、意欲が高まることによる日常生活の改善や会話の促進

② 障害者にとって
 居場所ができることで、自分なりの役割を見出し、それが自立へつなげていく効果

③ 児童にとって
 お年寄りや障害者など他人への思いやりや優しさを身につける教育面の効果

④ 地域にとって
 地域住民が持ちかけてくれる様々な相談に応じる、地域住民の福祉拠点としての効果

【事例】
 Kさん（80代）
 Kさんは、認知症でしたが、子どもが大好きで、赤ちゃんを産んだり、おんぶしたりは、お手の物でした。子どももなつかしく、Kさんの家で何人の子供も遊びに来ました。本人は、働きに来ている、手伝いに来ていると思っていたので、朝、家を出るとき「仕事に行ってくる」と通っていました。
 Oさん（20代）
 Oさんは、特別支援学校中学1年から高校2年までの5年間、当時の利用者でした。自分の意思で所で働きたいと言い、お年寄りや子ども達の世話をしています。また、ゴミ出し、車の掃除、茶碗洗、掃除機をかけるようになりました。
 Bさん（小学生）、Cさん（中学生）
 Bさんは、自閉症のOさんとかかわるうちに、障害を認めて相手のできることを見つけようという交流ができるようになりました。Cさんも友達のように接して、一緒に遊べるOさんがいることで、実用する機会になっています。

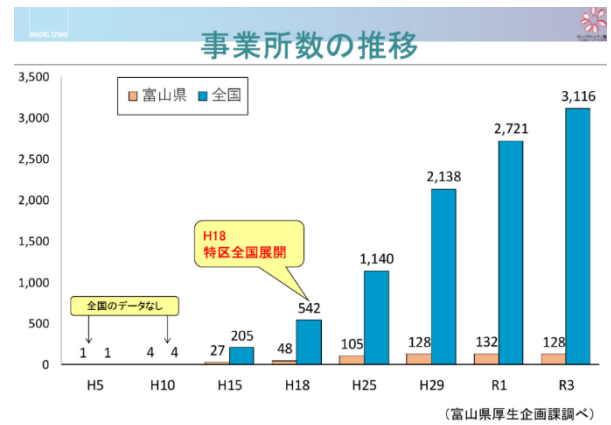
6. 事業所数の推移

富山県内は令和に入って横ばいから減少傾向にあるが、全国では増加傾向にある。新型コロナウイルスの影響や深刻な人手不足により、2020年を境に減少傾向にあります。

富山県は「全小学校区に1カ所以上」の整備を目指しており、

目標値として180カ所を掲げていますが、現状はそこへの到達に向けて課題を抱えている状況。

しかし、運営の難しさはあるものの、地域のセーフティネットとしての重要性は依然として高い。



7. 行政支援

富山型デイサービスへの支援(ハード)	富山型デイサービスへの支援(ソフト)										
<p>富山型デイサービス施設支援事業 (H17~)</p> <p>富山型事業所を新規に立ち上げるための施設整備等について、助成制度を設けています。</p> <p>施設整備 新築整備 (基準額12,000千円、補助率 県1/3、市1/3、事業者1/3) ※中心市街地に立ち上げる場合は、県1/3、市2/3(事業者負担なし)</p> <table border="1"> <tr> <td>(中心市街地以外)</td> <td>(中心市街地)</td> </tr> <tr> <td>市 4,000千円</td> <td>市 8,000千円</td> </tr> <tr> <td>県 4,000千円</td> <td>県 4,000千円</td> </tr> <tr> <td>事業者 4,000千円</td> <td>計 12,000千円</td> </tr> <tr> <td>計 12,000千円</td> <td></td> </tr> </table> <p>① ×1.5倍=12,000千円…② ②-4,000千円: 県=8,000千円: 市</p> <p>住宅活用施設整備</p> <p>①住宅等改修…民家等の改修による新設 (基準額6,000千円、補助率 県1/3、市1/3、事業者1/3) ②機能向上…サービスの多機能化を図るための改修:スプリンクラー設置工事等 (基準額6,000千円、補助率 県1/3、市1/3、事業者1/3) ③機能向上…備品の購入:除雪機、AED等 (基準額 600千円、補助率 県1/3、市1/3、事業者1/3)</p>	(中心市街地以外)	(中心市街地)	市 4,000千円	市 8,000千円	県 4,000千円	県 4,000千円	事業者 4,000千円	計 12,000千円	計 12,000千円		<p>人材育成事業</p> <p>富山県厚生企画課が中心となって、人材育成を図り、富山型デイサービスを推進しています。</p> <p>富山型デイサービス起業家育成講座 (H14~)</p> <p>新たに富山型デイサービスを起業しようとする方を対象とした実務的な講座。</p> <p>【開講期間】9月~10月 全4回 【会場定員】25名 【オンライン定員】100名</p> <p>富山型デイサービス職員研修会 (H17~)</p> <p>富山型デイサービスの職員を対象に、高齢者、障害者、児童などの分野を横断する総合的な研修を行い、サービスの質の向上を図っています。</p> <p>令和6年度は、基礎研修、ステップアップ研修及び看護師研修を開催した。</p>
(中心市街地以外)	(中心市街地)										
市 4,000千円	市 8,000千円										
県 4,000千円	県 4,000千円										
事業者 4,000千円	計 12,000千円										
計 12,000千円											

施設助成を継続しているが、昨今の高騰で困難な状況にある。

また、人材育成については、富山県が起業家育成や職員研修会を実施

考察

これまでの福祉は、こども、高齢、障がいと分野別に制度、お金、施設を作ってきた。しかし、それでは、分野ごとに分断が起こっており、国が目指す共生社会の実現は困難である。

富山型デイサービスは、分野を超えて地域で暮らす多様な方の受け入れをすることによって制度の壁を少しずつ壊していき、国がそれを制度化している背景がある。すなわち国の理念と富山型の実践が制度を動かしてきた。

しかし、一方で、担い手の高齢化、不足、また、現制度は小規模事業所の運営が厳しいものとなっているため、参加が難しくなっているのも現状である。

茅ヶ崎市においても、それぞれの分野で担い手不足、縦割りの弊害は同じようにあり、それぞれの福祉分野で分断されている。福祉は重なっている部分が多いため現状では解決できないことや不都合なこともある。富山型デイサービスは、現在の茅ヶ崎市の福祉行政の在り方を見直し、共生型の分野を

	<p>超え、福祉を地域社会の中で受け入れていく、制度から考えるのではなく、 ないものは工夫し時には壁を破っていく、富山の実践は学ぶところが大き い。福祉行政のマインドリセットが必要と考える。</p>
--	---